

1 利用者（被保険者）

要介護認定区分	要支援・要介護	有効期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
---------	---------	------	---------------------

2 事業所の概要

（１）提供できるサービスの地域と種類

事業所名：ふうが介護ショップ	所在地：山梨県甲府市上今井町681-12		
管理者の氏名：米山	電話番号：055-243-0013	FAX番号：055-243-0031	
事業所番号:第 1970104954 号	サービス種類：（介護・介護予防）福祉用具貸与		
サービス提供地域：山梨県全域			
法人名称：富岳物産株式会社	代表取締役社長 浅沼 克秀	所在地：山梨県都留市小形山15-6	

（２）事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	業務内容
管 理 者	福祉用具専門相談員	1		1	従業員の管理及び業務指示
サ ー ビ ス 従 事 者	福祉用具専門相談員等	2以上		2以上	福祉用具の相談、選定、納品等
事 務 職 員		1		1	事務全般

（３）サービス提供の時間帯

営業日	月～金曜 9：00～18：00
営業しない日	土曜、日曜 12月30日～1月3日

3 事業の目的と運営方針等

（１）事業の目的

富岳物産株式会社が実施する指定福祉用具貸与事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資することを目的とする。

（２）運営方針

- 指定福祉用具貸与は、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行うこと。
- 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する指定福祉用具を貸与すること。
- 提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- サービス実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

4 サービスの内容

（１）利用者の心身の状況、希望、住居環境等を踏まえて、適切な福祉用具の選定の援助、設置、調整適合、使用方法の説明、修理、状況確認等を行います。なお、搬入及び搬出の日時は、利用者及び家族の希望に応じます。

（２）事業者は福祉用具の利用に当たって、事故防止のための注意事項を説明し、取扱い説明書を交付します。

5 サービス利用料

（１）利用者負担金は、ご請求月の翌月20日または翌々月26日に銀行口座からお引落の手続きをさせていただきます。

☐ 口座自動振替	☐ 現金払い	☐ 自己負担なし
---------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

（２）月の途中での契約、解約の場合には、下記の料金表に基づきお支払いいただきます。

貸与開始月の利用料	開始日が開始月の15日以前の場合	月額利用料の全額
	開始日が開始月の16日以降の場合	月額利用料の半額
貸与終了月の利用料	終了日が終了月の15日以前の場合	月額利用料の半額
	終了日が終了月の16日以降の場合	月額利用料の全額
貸与開始日と終了日が同月内の場合		月額利用料の全額

（３）サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として負担割合に応じて（１～３割）利用料をお支払い頂きます。

（４）サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額（１０割）をお支払い頂きます。

（５）事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

（６）その他の費用（お客様にご了承の上、費用を別途お支払いいただきます。）

- 通常サービス地域以外や特別な作業や措置が必要な搬入搬出業務及び利用者都合による商品の移動

サービス提供確認事項	☐ 適合確認	☐ 使用方法、注意事項説明	☐ 取扱説明書交付	☐ 使用前点検
------------	-------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

6 貸与商品名及び料金

貸与開始日				開始月の利用料	全額	半額
	品 名	数量	利用料（１０割）	利用者負担金		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
1ヶ月あたりのお支払い額合計（消費税は表示利用料金に含まれます。）					円	

7 キャンセル料

当社指定の試用期間内でのキャンセル料金は発生いたしません。

8 個人情報の取り扱い

利用者の個人情報については個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は定める個人情報保護に関する規程に従い、誠実に対応します。

9 事故発生時の対応

サービスの提供に関して事故が発生した場合には、市町村、ご家族、居宅支援事業所等に速やかに連絡して必要な処置を講じます。また、事業者が賠償すべき事故である場合は損害賠償を行います。

10 相談窓口、苦情対応

担 当 者	米山	電話：055-243-0030	FAX：055-243-0032
-------	----	-----------------	------------------

公的機関相談窓口(他各市町村介護保険課)

山梨県国民健康保険団体連合会	055-233-9201	富士吉田市健康長寿課	0555-22-1111
甲府市長寿介護課	055-237-5473	都留市長寿介護課	0554-43-1111
甲州市介護支援課	0553-32-5066	笛吹市長寿介護課	055-261-1903
山梨市介護保険課	0553-23-0294	他各市町村介護保険課	

11 損害賠償責任保険

保険会社及び保険内容	あいおいにっせい同和損害保険株式会社	身体、財物
------------	--------------------	-------

12 サービス利用にあたっての留意事項

- 福祉用具の利用は、取扱い説明書に従って使用、管理していただきますようお願い致します。
故意または過失により、紛失・消失または通常の使用状態を超える損傷が認められる場合には、協議の上、修理費用・再取得費用をご請求させていただくことがあります。
- 入院の際にはご連絡ください。（３） サービス従業員に対する贈り物やもてなしは、お受けできません。

13 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する責任者（管理者）を選定
- 成年後見制度の利用を支援
- 従業員に対する虐待防止・身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施しています